

## 令和4年度鳥取県燃油高騰対策事業費補助金

## 1 交付目的

鳥取県燃油高騰対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）は、一般社団法人鳥取県バス協会及び一般社団法人鳥取県ハイヤー・タクシー協会が行う燃油高騰対策事業を支援することを目的として交付する。

## 2 補助金の交付

- (1) 本補助金は、1の目的の達成に資するため、(2)の表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- (2) 本補助金の額は、補助事業の実施に要する下表の第2欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額とし、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に期待する地方消費税率を乗じて得られた金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とし、同表の第3欄に定める額を限度とする。

1 補助事業	2 補助対象経費	3 限度額
(イ) 県内タクシー事業者の低燃費タイヤ導入支援	県内タクシー事業者が購入する低燃費タイヤ購入経費	2千円に購入した低燃費タイヤの本数を乗じて得た額
(ロ) 県内タクシー事業者の燃費向上に資する車両メンテナンス費用支援	県内タクシー事業者が実施する燃費向上に資するメンテナンスに係る経費（エンジンオイル交換、エアクリナー交換等）	20千円にメンテナンスを実施した車両数を乗じて得た額

## 3 補助対象経費

- (1) 補助対象経費となる低燃費タイヤは、次のいずれかに該当するタイヤ（令和4年4月1日から令和5年1月31日までに購入したものに限り。）とする。
- イ 一般社団法人日本自動車タイヤ協会が策定したグレーディングシステム（等級制度）において、低燃費性を表す転がり抵抗性能と、安全性を表すウェットグリップ性能の基準値を満たしているタイヤ（再生タイヤを含む。）
- ロ 買い替え前のタイヤと比べて、低燃費性を表す転がり抵抗性能が改善しているタイヤ（再生タイヤを含む。）
- (2) 補助対象経費となるメンテナンスは、次のいずれかに該当する整備（令和4年6月1日から令和5年1月31日までに実施したものに限り。）とする。
- イ 日常点検整備（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2に定める点検）において実施するエンジンオイル交換、エアクリナー交換等の整備
- ロ 定期点検整備（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条に定める点検）において実施するエンジンオイル交換、エアクリナー交換等の整備

ハ その他、任意の点検整備等に併せて実施するエンジンオイル交換、エアクリーナー交換等の整備

#### 4 交付申請

- (1) 本補助金の交付申請は、令和4年4月30日までに行わなければならない。
- (2) 規則第5条の申請書に添付すべき同上第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。
- (3) 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、2(2)の規程にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費で交付申請をすることができる。

#### 5 交付決定

- (1) 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- (2) 本補助金の交付決定を受けたときは、規則の規定及びその他交付決定通知に記載された事項に従わなければならない。

#### 6 承認を要しない変更

規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

#### 7 実績報告の時期等

- (1) 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
  - ア 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和5年2月28日のいずれか早い日
  - イ 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度
- (2) 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- (3) 実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- (4) 実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額）を超える時は、様式第3号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### 8 本補助金の支払い

知事は、本補助金を概算払により支払うものとする。